

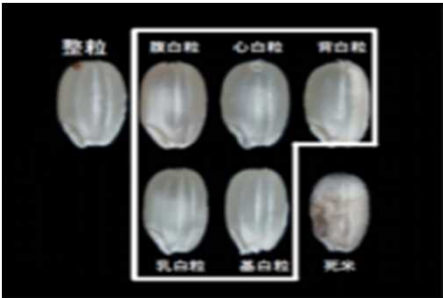
地球温暖化対策を巡る国内外の動向

0. 地球温暖化の現状

我が国において既に起こりつつある気候変動の影響

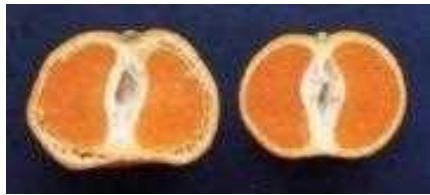
米・果樹

米が白濁するなど品質の低下が頻発。



図： 水稲の白未熟粒（写真提供：農林水産省）

- ・水稲の登熟期（出穂・開花から収穫までの期間）の日平均気温が27℃を上回ると玄米の全部又は一部が乳白化したり、粒が細くなる「白未熟粒」が多発。
- ・特に、登熟期の平均気温が上昇傾向にある九州地方等で深刻化。



図： みかんの浮皮症（写真提供：農林水産省）

成熟後の高温・多雨により、果皮と果肉が分離する。（品質・貯蔵性の低下）

異常気象・災害



図： 洪水被害の事例（写真提供：国土交通省中部地方整備局）

日降水量200ミリ以上の大雨の発生日数が増加傾向

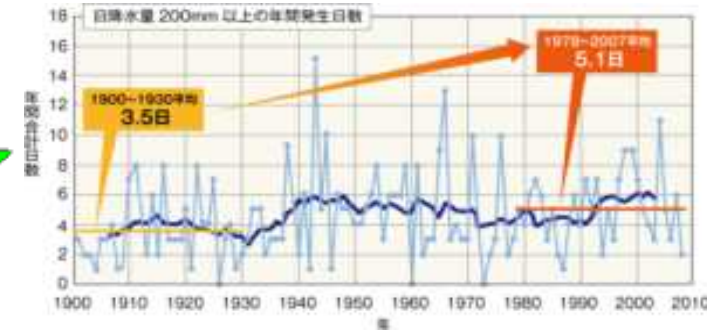


図 日降水量200ミリ以上の年間発生日数と長期変化（国土交通省資料より作成）

デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上

熱中症・感染症

2013年夏、20都市・地区計で**15,189人**の熱中症患者が救急車で病院に運ばれた。（速報）
（国立環境研究所 熱中症患者速報）



図： ヒトスジシマカ（写真提供：国立感染症研究所 昆虫医科学部）

サンゴの白化・ニホンジカの生息域拡大

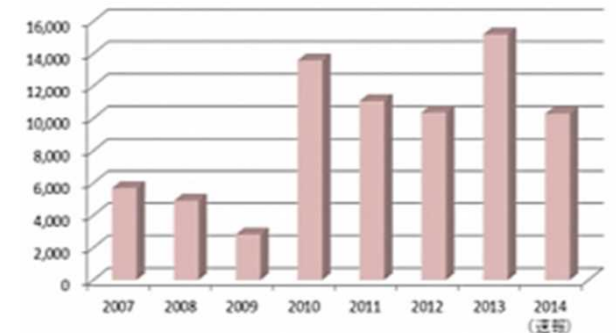


図 サンゴの白化（写真提供：環境省）（写真提供：中静透）

生態系

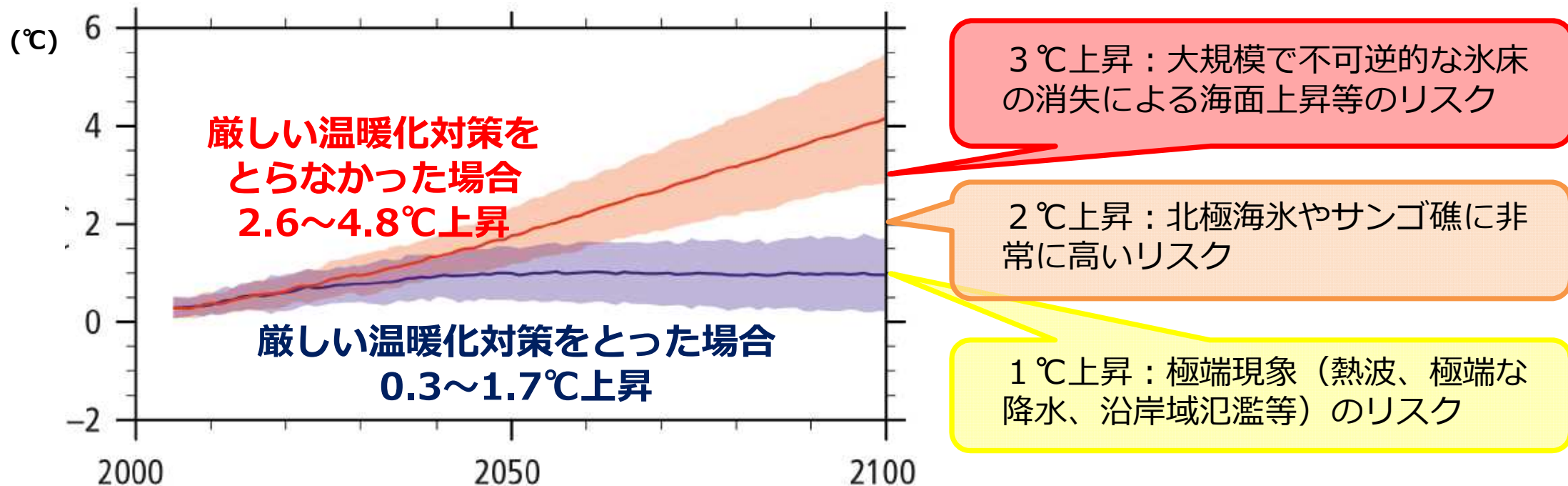
農林産物や高山植物等の食害が発生

農山村の過疎化や狩猟人口の減少等に加え、積雪の減少も一因と考えられる。



地球温暖化の影響回避に必要な削減率

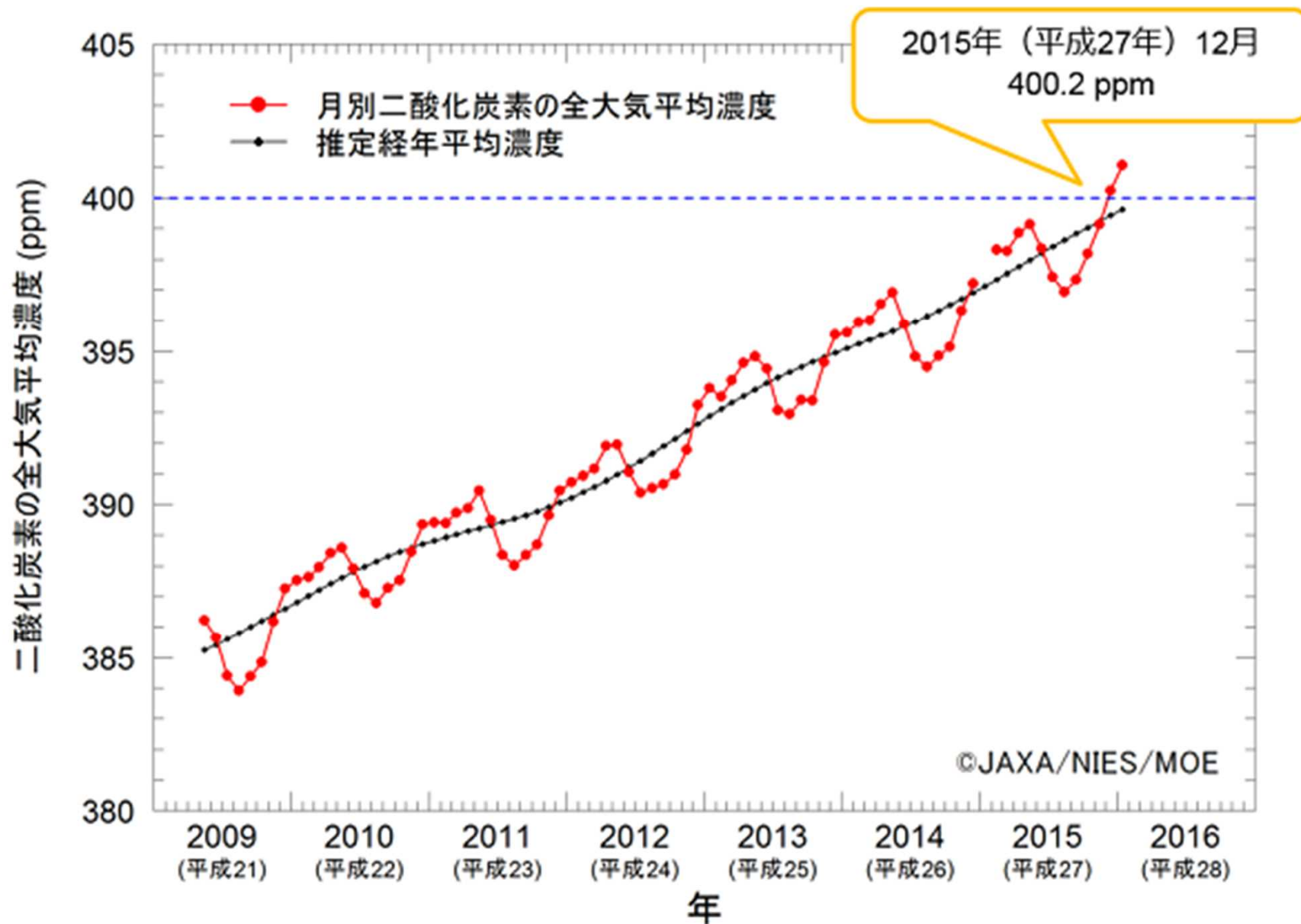
- 地球温暖化に疑う余地はなく、危険な影響を避けるには、
2度以上の気温上昇を防ぐ必要（2009年COP15@コペンハーゲンで各国が確認）
- 厳しい温暖化対策を取らないと**2.6～4.8℃の上昇**（今世紀末）
「2度以上の気温上昇を防ぐ」には、世界全体の排出量を、
 - ① **2050年に40～70%削減**（2010年比）
 - ② **21世紀末までに排出をほぼゼロ** にすることが必要



出典：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書統合報告書

世界の二酸化炭素濃度

全大気平均二酸化炭素濃度が初めて400 ppmを超えました
～温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による観測速報～2016年5月20日



1. パリ協定の意義と世界の動き

気温上昇は2℃以内に抑える（パリ協定）

目的	世界共通の <u>長期目標として、産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持</u> 。また、1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 <u>今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出と吸収のバランスを達成</u> できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って <u>急激に削減</u> 。
各国の目標	各国は、約束（削減目標）を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。 <u>削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す</u> 。
長期戦略	<u>全ての国が長期の温室効果ガス低排出開発戦略</u> を策定・提出するよう努めるべき。 （関連するCOP決定において、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク	協定の目的・長期目標のため <u>5年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認</u> する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

パリ協定の特徴・意義

すべての国に適用され、 (Applicable to all)

従来の二分論を超えて、「共通だが差異ある責任」原則の適用を改善

- ・多くの規定が「すべての国」に適用
(一部に「先進国」「途上国」の書き分けが残るも、具体の定義なし)

包括的で、 (Comprehensive)

緩和（排出削減）、適応、資金、技術、能力向上、透明性の各要素をバランスよく扱う

- ・緩和、適応、資金に関する3つの目的を規定

長期にわたり永続的に、 (Durable)

2025/2030年にとどまらず、より長期を見据えた永続的な枠組み

- ・2℃目標、「今世紀後半の排出・吸収バランス」など長期目標を法的合意に初めて位置づけ
- ・長期の低排出開発戦略を策定

前進・向上する。 (Progressive)

各国の目標見直し、報告・レビュー、世界全体の進捗点検のPDCAサイクルで向上

- ・世界全体の進捗点検（長期目標）を踏まえ、各国は5年ごとに目標を提出・更新
従来の目標よりも前進させる
- ・各国の取組状況を報告・レビュー

世界の気候変動対策の転換点、出発点

G7伊勢志摩サミットの主な成果（気候変動関係）

日程：2016年5月26日（木）-27日（金）

場所：三重県志摩市賢島

参加国：G7各国（日、伊、加、仏、米、英、独）、EU



G7伊勢志摩サミットにおいて、G7伊勢志摩首脳宣言が合意された。前文において、持続可能な開発のための2030アジェンダ及び気候変動に関するパリ協定の昨年の採択に続く、我々のコミットメントの実施に向けた努力が明記される等、様々な分野で環境に係る事項が記載された。



気候変動

- G7は、引き続き、指導的な役割を担い、パリ協定の2016年中の発効という目標に向けて取り組みつつ、可能な限り早期の協定の締結に必要な措置をとることにコミット。全ての締約国に、同様の対応を求める。
- 我々は、更なる野心を時間の経過とともに促進しつつ、自国が決定する貢献を、早期に透明性をもって、かつ、着実に実施することで先導することにコミット。
- 我々は、2020年の期限に十分先立って今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略を策定し、通報することにコミット。
- 我々は、国内政策及びカーボン・プライシング（炭素の価格付け）などの手段を含めた、排出削減活動へのインセンティブの提供の重要な役割を認識する。
- 主要排出国を含む全ての国によるパリ協定の、効果的な、かつ、透明性のある実施のための詳細ルールについて合意するため建設的に関与することを奨励。官民双方からより多くの気候基金を提供し、動員するための努力を継続するとともに、G7以外の国にも資金の提供を奨励。

G7 富山環境大臣会合



日程：2016年5月15日（日）-16日（月） 場所：富山県富山市

参加国：G7各国（日、伊、加、仏、米、英、独）、EU

招聘機関：地球環境ファシリティ（GEF）、持続可能性を目指す自治体協議会（ICLEI）、OECD、UNEP、国連グローバルコンパクト、100のレジリエント・シティ

コミュニケ（気候変動及び関連施策部分のポイント）

（議題）

- ・気候変動及び関連施策
- ・資源効率性・3R
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ
- ・生物多様性
- ・化学物質管理
- ・都市の役割
- ・海洋ごみ

歴史的な転換点であるパリ協定の採択及び170カ国以上の署名を歓迎し、各国の貢献の早期かつ着実な実施によりリーダーシップを示すことを決意。できる限り早期の協定への参加に向け必要な国内措置を講じ、他国とりわけ主要排出国にも取組を奨励。

また、長期温室効果ガス低排出発展戦略の重要な役割を認識し、同戦略を可能な限り早期に、かつ十分にCOP21で定められた期限内に策定し提出することをコミット。

低炭素社会の実現に向け、効果的・効率的な政策ツールを組み合わせ国内対策をとることや、環境・社会・企業統治（ESG）投資の促進及び金融システムのグリーン化を通じた経済システムの転換が不可欠であることを認識。また、市場アプローチを含むカーボンプライシングはイノベーション及び低炭素投資の強化に効果的な手段であり、更に促進されるべき旨、強調。

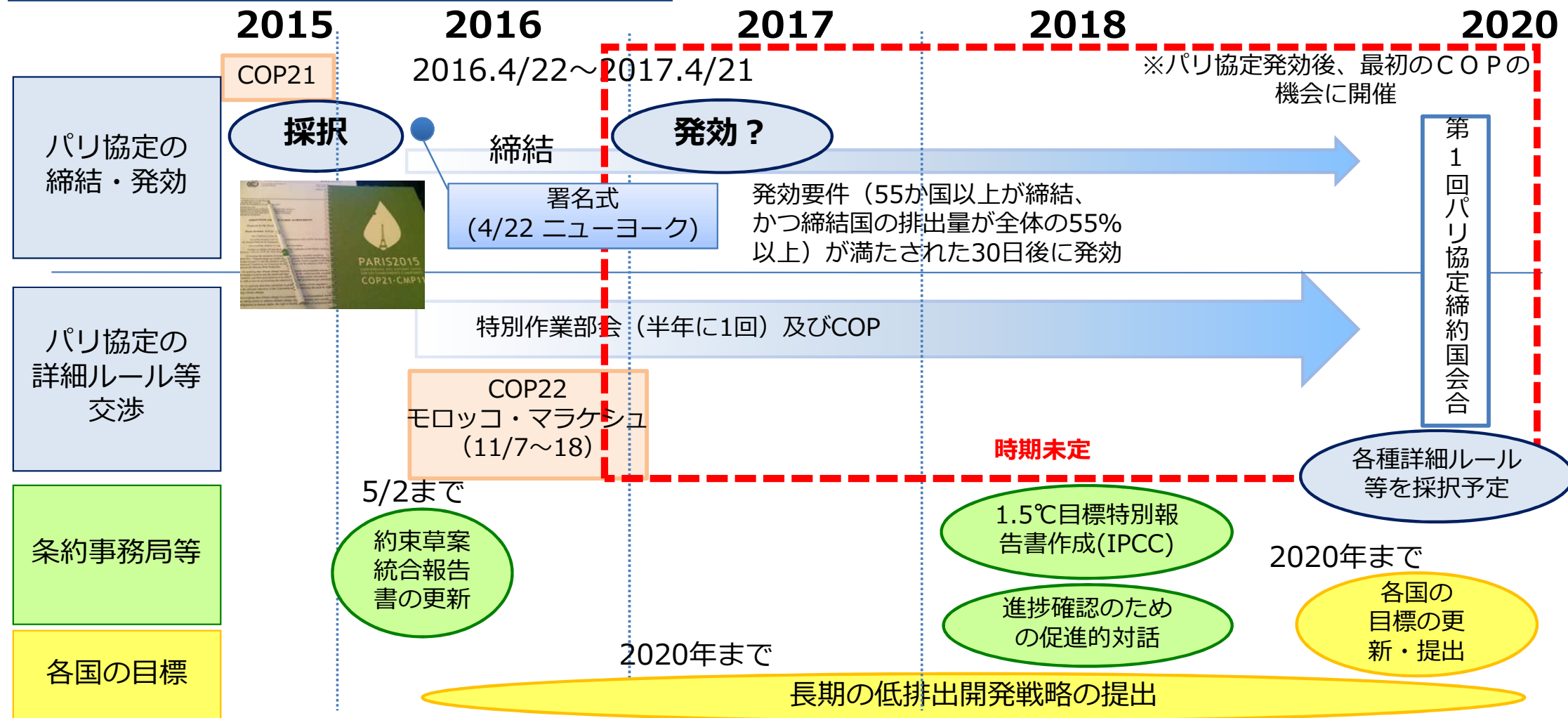
HFC削減に係るモントリオール議定書改正を今年採択することを支持し、本年のICAO総会において世界的な市場型措置に関する合意の重要性を強調。さらに、国内の適応を効果的に推進するための組織的対応・制度を強化することの重要性を確認。



今後の方向性：パリ協定の早期発効・実施

- G7富山環境大臣会合、G7伊勢志摩サミットを通じ、**パリ協定の早期発効の重要性を再確認**し、**2016年中の発効という目標に向けて取り組む**こと、**G7各国ができる限り早期の締結に向け必要な国内措置を講じ、他国とりわけ主要排出国にも求めることにコミット**。
- 各国にパリ協定の詳細ルール交渉を含む作業に積極的に取り組むよう呼びかけ。

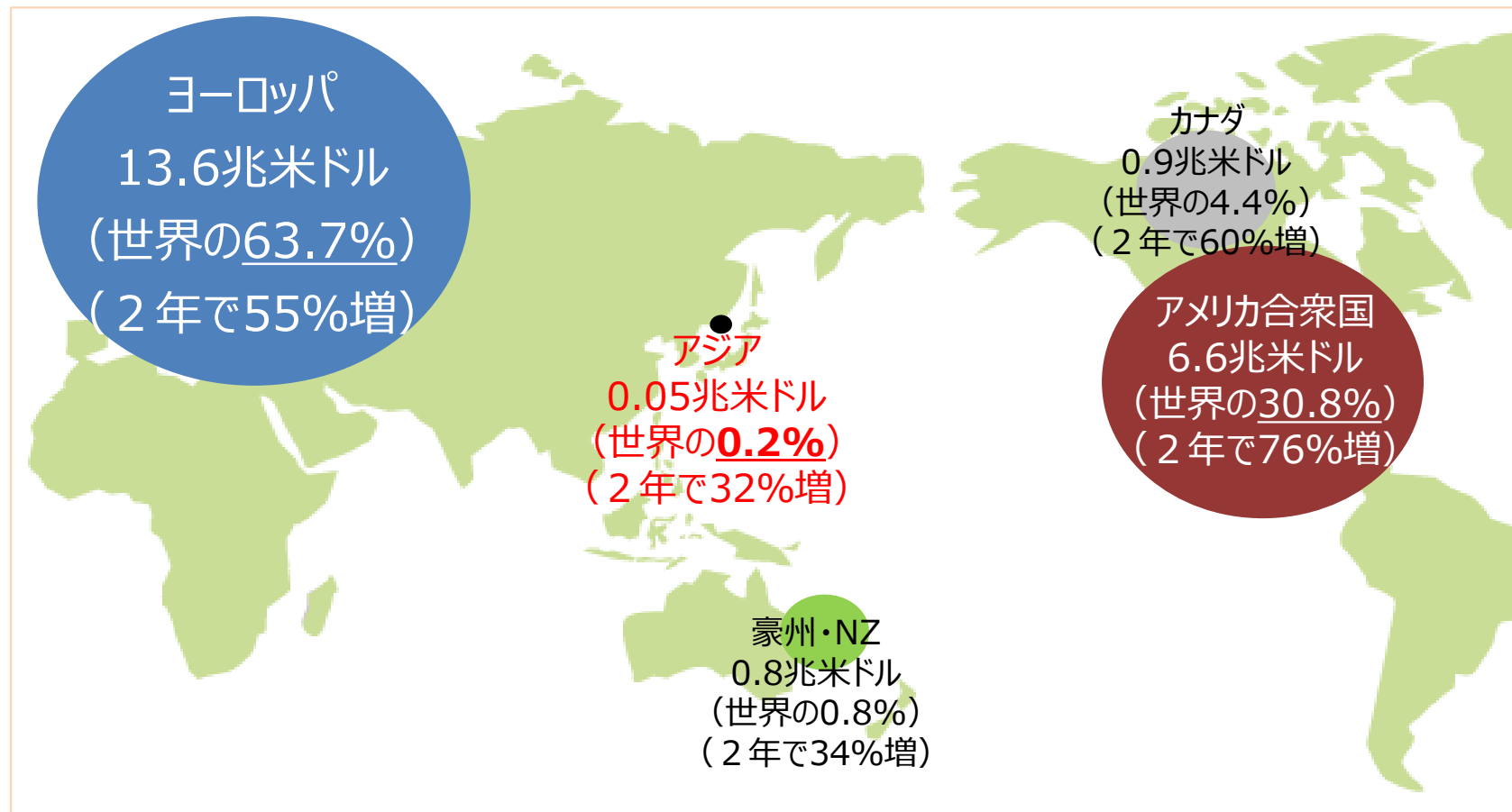
2020年までの想定されるスケジュール



気候変動リスクを踏まえた世界の動向

- 中期的な投資リスクを回避するなどの観点から、企業の環境配慮等の要素を考慮して投資を行う「ESG投資」が世界的に急速に拡大。
- 世界のESG投資運用額は、2012年の13.3兆米ドルから2014年には21.4兆米ドルへ。2年でおよそ61%も増加。

地域別のESG投資運用額



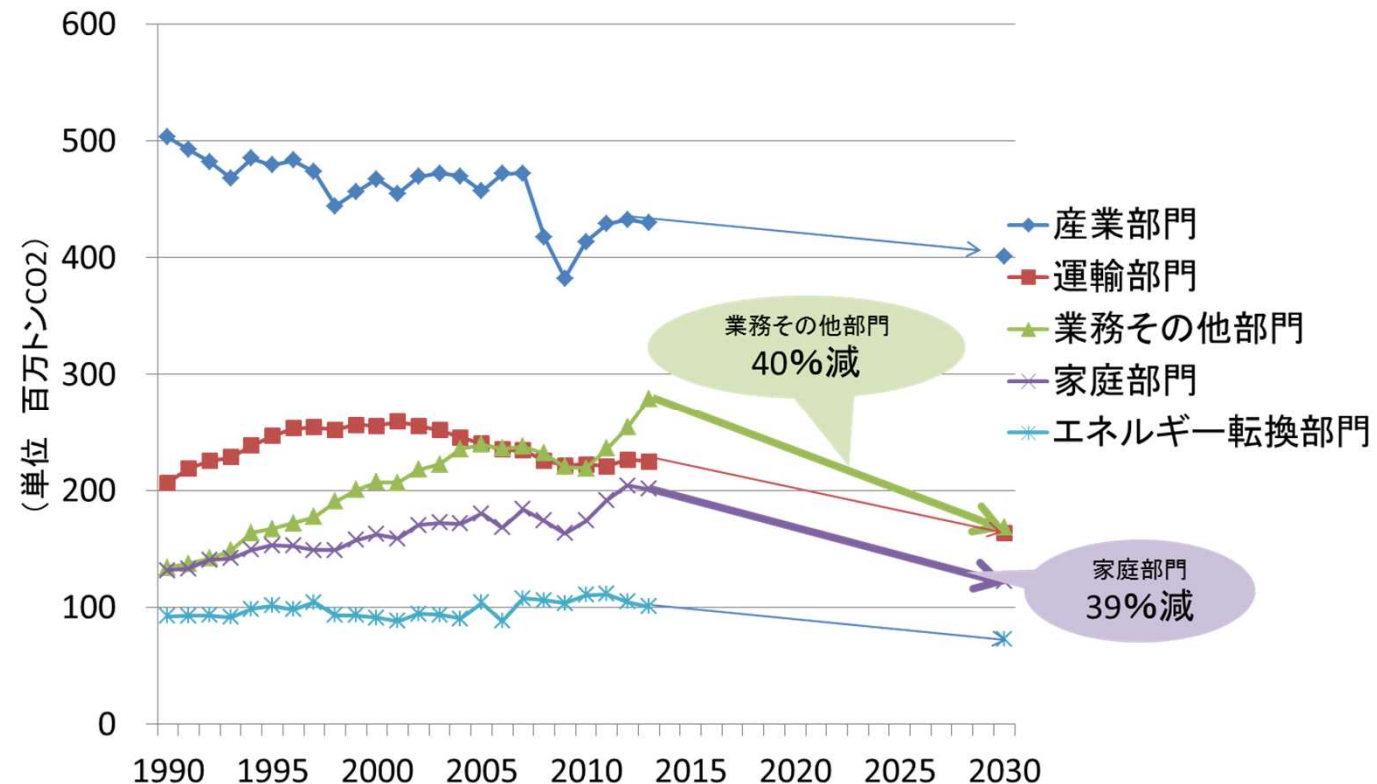
2. 地球温暖化対策計画の策定

日本の約束草案のポイント

(平成27年7月17日気候変動枠組条約事務局へ提出)

- ◆国内の排出削減・吸収量の確保により、**2030年度に2013年度比▲26.0%**
(2005年度比▲25.4%)の水準（約10億4,200万t-CO₂）にする。
- ◆エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある**対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標**。

	2013年度比 (2005年度比)
エネルギー起源CO ₂	▲21.9% (▲20.9%)
その他温室効果ガス (非エネルギー起源CO ₂ 、 メタン、一酸化二窒素、HFC等4ガス)	▲1.5% (▲1.8%)
吸収源対策	▲2.6% (▲2.6%)
温室効果ガス削減量	▲26.0% (▲25.4%)



地球温暖化対策計画について

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づいて策定する、**我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画**
- 温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載
- **平成28年5月13日閣議決定**

○策定に当たっての背景

地球温暖化の科学的知見

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第五次評価報告書（AR5）

- 気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。
- 工業化以前と比べて温暖化を2℃未満に抑制する可能性が高い緩和経路は複数ある。21世紀にわたって2℃未満に維持できる可能性が高いシナリオでは、世界全体の人為起源の温室効果ガス排出量が2050年までに2010年と比べて40から70%削減され、2100年には排出水準がほぼゼロ又はそれ以下になるという特徴がある。

2020年以降の国際枠組みの構築に向けた対応と貢献案（「日本の約束草案」）の提出

「日本の約束草案」

- 2030年度の削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）。

パリ協定

- 主要排出国を含む全ての国が貢献を5年ごとに提出・更新すること
- 世界共通の長期目標として2℃目標の設定、1.5℃に抑える努力を追求すること

地球温暖化対策計画の全体構成

<はじめに>

- 地球温暖化の科学的知見
- 京都議定書第一約束期間の取組、2020年までの取組

- 2020年以降の国際枠組みの構築、自国が決定する貢献案の提出

<第1章 地球温暖化対策推進の基本的方向>

■目指すべき方向

- ①中期目標（2030年度26%減）の達成に向けた取組
- ②長期的な目標（2050年80%減を目指す）を見据えた戦略的取組
- ③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■基本的考え方

- ①環境・経済・社会の統合的向上
- ②「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行
- ③パリ協定への対応
- ④研究開発の強化、優れた技術による世界の削減への貢献
- ⑤全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
- ⑥P D C Aの重視

<第2章 温室効果ガス削減目標>

■我が国の温室効果ガス削減目標

- ・2030年度に2013年度比で26%減（2005年度比25.4%減）
- ・2020年度においては2005年度比3.8%減以上

■計画期間

- ・閣議決定の日から2030年度まで

<第4章 進捗管理方法等>

■地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

<第3章 目標達成のための対策・施策>

■国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■地球温暖化対策・施策

- エネルギー起源CO₂対策
 - ・部門別（産業・民生・運輸・エネ転）の対策
- 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素対策
- 代替フロン等4ガス対策
- 温室効果ガス吸収源対策
- 横断的施策
- 基盤的施策

■公的機関における取組

■地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

■特に排出量の多い事業者に期待される事項

■国民運動の展開

■海外での削減の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・パリ協定に関する対応
- ・我が国の貢献による海外における削減
 - －二国間クレジット制度（JCM）
 - －産業界による取組
 - －森林減少・劣化に由来する排出の削減への支援
- ・世界各国及び国際機関との協調的施策

<別表（個々の対策に係る目標）>

■エネルギー起源CO₂

■非エネルギー起源CO₂

■メタン・一酸化二窒素

■代替フロン等4ガス

■温室効果ガス吸収源

■横断的施策

地球温暖化対策計画：我が国の地球温暖化対策の基本的方向

○我が国の地球温暖化対策の目指す方向

地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組む。

中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組

国内の排出削減・吸収量の確保により、**2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準**にすると中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

長期的な目標を見据えた戦略的取組

パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、**長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す**。

世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。また、我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献する。

○地球温暖化対策の基本的考え方

環境・経済・社会の
統合的向上

約束草案の対策の
着実な実施

パリ協定への対応
（長期的戦略的取組
の検討）

研究開発の強化と
世界への貢献

全ての主体の参加
透明性の確保

計画の
不断の見直し

- ✓ 2020年までの長期の温室効果ガス低排出発展戦略の提出が招請
- ✓ 革新的技術の研究開発はもとより、技術の社会実装、社会構造やライフスタイルの変革などの長期的、戦略的取組について引き続き検討

地球温暖化対策計画：2030年26%削減に向けた取組の全体像

- ◆ **26%削減**の達成のため、**徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限導入**等に積極的に取り組む。
(特に民生分野(業務・家庭)は約4割の大幅削減が必要。対策を抜本強化)。
- ◆ **制度面**(規制や税制)と、**エネルギー特別会計予算**による財政・金融面で両輪の対応。

徹底した省エネルギー

GDP当たり排出量**約4割改善**【0.29 → 0.16kg /米ドル】

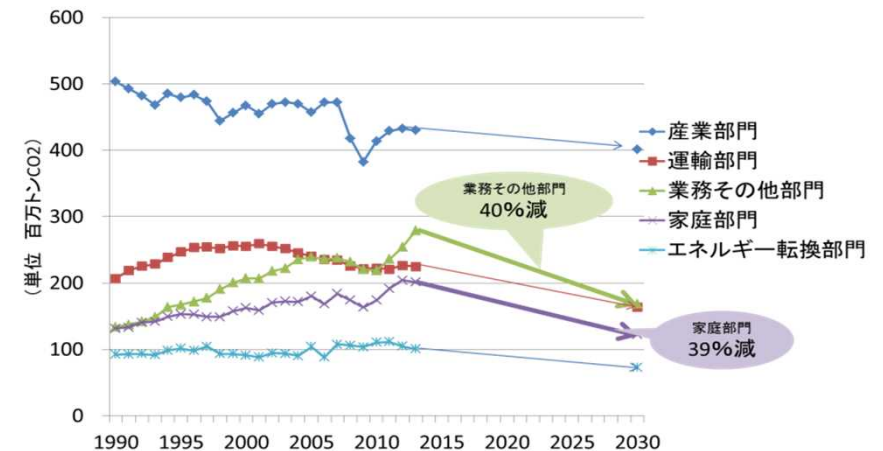
- ・減税(グリーン投資、省エネ住宅、エコカー、贈与特例等)
- ・排出抑制指針
- ・省エネ法(年1%省エネ、住宅建築物断熱、家電等トップランナー)

再生可能エネルギーの最大限導入

- ・発電量に占める再生可能エネルギーの割合を**倍増**【11%(2013)→22~24%(2030)】
- ・固定価格買取制度を適切に実施

電力業界全体の実効ある対策

- ・最新鋭の発電技術の導入促進
- ・電力業界の自主的枠組み
- ・省エネ法・高度化法の基準強化



部門別(産業、家庭、業務、運輸)に取組を計画的に進めるほか、**政府の率先実行**(庁舎のLED化など)や**国民運動(COOL CHOICEなど)**の強化を通じた**一人一人の意識や行動の変革、地域の取組の推進**等あらゆる政策・施策を総動員。2030年まで累積約100兆円の低炭素投資を引き出す。

地球温暖化対策計画：進捗管理

➤ 2030年26%減の達成に向け、**3段階で進捗管理**を厳格に実施。

①**国全体**

我が国の温室効果ガスの排出量を、毎年2回公表（11月頃速報値、4月頃確報値）。

②**温室効果ガス別・部門別**

ガス別・部門別に目標を設けた上で、地球温暖化対策推進本部で毎年実施。

③**個々の対策**

個別に評価指標を設けた上で、地球温暖化対策推進本部で毎年実施。

（注：予算、税制等の取組状況についての関係審議会等における評価・点検も踏まえる。
進捗が遅れているものは、施策の充実強化や新規の対策・施策を含めて検討。）

➤ 上記結果も踏まえ、**3年ごとに計画の見直しを検討**。

個々の対策における対策評価指標の例

対策評価指標	2013年度実績	2020年度	2030年度
コージェネレーションの 累積導入容量	1,004万kW	1,134万kW	1,320万kW
高効率照明（LED等）の導入	0.5億台（業務） 0.6億台（家庭）	1.8億台（業務） 2.4億台（家庭）	3.2億台（業務） 4.4億台（家庭）
家庭用燃料電池の導入	5万台	140万台	530万台
次世代自動車の 新車販売に占める割合	23.2%	20～50%	50～70%
クールビズの実施率	71.3%（業務） 77.0%（家庭）	83.1%（業務） 86.5%（家庭）	100%（業務） 100%（家庭）

3. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正

①国民運動の強化について（COOL CHOICEを旗印とするムーブメントづくり）

- 我が国の**26%削減目標達成**には、**民生部門（家庭・業務）4割などの大幅削減**が必要であり、規制・補助金・税制優遇による誘導だけでなく、**国民各界各層の意識と行動の変革**をお願いする必要がある。
- そのため、**温暖化対策計画の事項に、排出削減に関する普及啓発等を明記（法定）**し、国民運動を抜本強化。
- 温暖化への危機感**を共有し、**低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」の“賢い選択”（COOL CHOICE）**のメリットを伝え、行動につなげていく。

幅広い関係者とも連携・協力要請し、政府全体で取組む

重層的・波動的な普及啓発

- 危機意識浸透のための効果的なコンテンツの作成
- 動画等の伝達手段の活用
- IPCCレポート・コミュニケーターによる出前授業
- 小・中・高校等での環境教育

- 家電量販店、小売店等と連携したLED・省エネ家電への買換え促進
- LED普及キャンペーン「あかり未来計画」
- 関係業界と連携した高効率給湯器、節水型トイレ、高断熱高気密住宅の新築・リフォームの促進
- 自販連、自工会等と連携したエコカーの販売促進

- 鉄道・バス業界等と連携し、公共交通の利用促進
- 関連企業と連携し、都市部でのカーシェアリングを促進
- 物流業界、ネット通販業界、コンビニ等と連携し、低炭素物流サービスの利用を促進

- 自治体、産業界、メディア、NPO等と連携し、クールビズ、ウォームビズ、ウォームシェア、エコドライブ等の普及イベント開催等の広報を実施

地球温暖化に関する危機意識の浸透

- 地球温暖化問題を身近に感じてもらうことにより、国民一人一人の自主的な行動を促す

①低炭素製品への買換

- LED・エアコン・冷蔵庫・エコカーなどの省エネ製品
- 高効率給湯器、節水型トイレ
- 高断熱高気密住宅の新築・リフォーム

②低炭素サービスの選択

- 公共交通
- 都市部ではカーシェアリング
- 低炭素物流サービスの利用
- スマートメーターによる「見える化」

③低炭素なライフスタイル転換

- クールビズ、ウォームビズ等を通じた節電
- ウォームシェア(公共施設、都市部では銭湯の利用等)
- エコドライブ、自転車の利用
- 森里川海の保全・活用

低炭素マーケットの拡大・創出



経済的(省エネ)で快適・健康的(室内環境、ヒートショック防止等)な、低炭素な暮らし

②国際協力を通じた温暖化対策の推進

気温上昇を2度以内に抑えるとの共通目標に向け、世界全体の排出削減への国際協力が重要

- **パリ協定**では、世界共通の目標として、**気温上昇を2度より十分下方に抑える**（1.5℃に抑える努力を追求）こと、そのために、**今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収をバランス**させるよう急激に排出を削減することを明記。
- また、パリ協定では、緩和全般、**市場メカニズム（JCMを含む）の活用**、必要とする**途上国への資金・技術移転・能力開発の支援等の国際協力が規定**され、COP決定で地方自治体・民間事業者等の非政府主体の努力拡大を含む**あらゆるレベルの国際協力の重要性が強調**された。
- 我が国としても、**世界全体での抜本的な排出削減に貢献**すべく、「美しい星への行動2.0（ACE2.0）」を実施していく方針（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部決定）。
- 国内の排出削減対策はもとより、**二国間クレジット制度（JCM）**や様々な国際協力枠組みなど地球規模の排出削減に貢献する**国際協力の取組を、地球温暖化対策計画に定める事項に明記（法定）**し、一層強力に推進していく。

二国間

二国間クレジット制度（JCM）

日本

削減目標の達成に活用

低炭素技術普及に貢献
クレジット

パートナー国

事業を実施し、ガスを排出削減



高効率冷凍機(インドネシア) 高効率電力変圧器(ベトナム)



二国間政策協調の推進



日仏環境協力覚書署名式

日米環境政策対話や日仏環境協力覚書等を通じ、先進国としての温暖化対策の協調。

- 途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用。
- 現在、インドネシア、ベトナム等の16か国と構築済み。10件の登録プロジェクトを含む69件の資金支援事業、実証事業を実施中。

※我が国の約束草案における位置づけ
毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により**2030年度までの累積で5,000万から1億-CO₂の排出削減・吸収量が見込まれる。**



インドネシアのコベネフィット技術実証施設

モンゴル、インドネシア、シンガポール、イラン等の途上国との環境政策対話や、専門家派遣を実施。

地域

日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）



三カ国の環境大臣が環境問題に関する対話を行い、協力関係を強化する会合。1999年より毎年開催し、本年は静岡で開催予定

ASEAN+3環境大臣会合



持続可能な都市に関するモデル都市プログラムの支援等、ASEAN地域における環境分野での協力活動について議論

多国間

- **G7・G20**等での多国間での議論を通じた国際的な世論喚起や**合意事項の積極的推進**。
- **OECD**等における**政策検討**への積極的参加と貢献。
- 国際再生可能エネルギー機関（**IRENA**）による研修の実施等による**人材育成**への貢献

③地方自治体の地域レベルの温暖化対策の推進

地域の実情に応じた地方自治体の温暖化対策は、我が国の低炭素社会構築の重要な柱

【改正事項】地方公共団体の**温暖化対策の実行計画を、複数の地方公共団体が共同で策定**できる旨を規定。

←地域の温暖化対策は、**区域をまたぐ公共交通**の利用促進や、**農村部の再エネの都市部での積極的な導入**など、**複数の地方自治体が広域的に連携して**取り組むことが有効。

【改正事項】実行計画の記載事項に、「**都市機能の集約**」「**低炭素な日常生活用製品等の利用の促進**」を明記。

←各種施設等を集約し、**公共交通等で移動できるコンパクトなまちづくり**が、地域のCO2排出の削減に有効。

←「①国民運動の強化」の一環として、国と連携して、自治体が住民等に低炭素製品等の利用促進を促すことが有効。

<例> 自治体をまたぐバイオマス資源の利用促進

財政力のある都市部の自治体が、住民から出資を募り、農村部の自治体と提携してバイオマス発電事業を立ち上げ、発電設備等の導入に出資を行い、電力の供給を受ける。

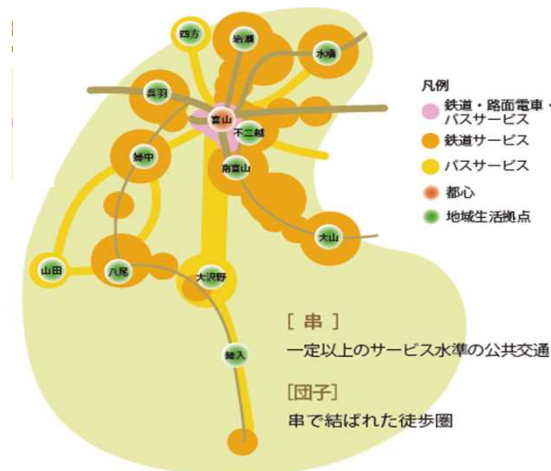


<例> 都市機能の集約

公共交通の活性化や戸建から集合住宅への住み替えの推進等により、居住・商業・業務などの都市の諸機能の集積を行う。

例：富山市が目指す「団子と串」の都市構造

「串＝公共交通」で「団子＝徒歩圏（地域の生活拠点）」をつなげることで
自動車を利用しなくても日常生活に必要な機能を利用出来るまちづくり



出典：第2期富山市中心市街地活性化基本計画（概要版）

4. 2050年を見据えた取組

～パリ協定から始めるアクション50-80～

パリ協定から始めるアクション50-80

～地球の未来のための11の取組～

- パリ協定の採択（平成27年12月）を受け、その実施に向けて、世界が新たなスタートを切る年。
- 自分たちの子供や孫たちの世代が健やかで豊かな生活を営むことができるよう、我が国としても**2050年80%削減を目指し、今から具体的なアクションを起こす**ことが必要。環境省のイニシアティブで国内外をリードし、**社会構造のイノベーションを実現**。



◎ **まずはみんなで始めよう!!** ～地球温暖化対策推進法の一部改正を出発点として～

一人ひとりの
取組

まち・ふるさと
での取組

海外・世界
での取組

2030年
26%削減

◎ **低炭素な技術と投資で未来を創り出そう!!**

暮らしを支える
未来の技術を創る

低炭素な投資を進める

2050年
80%削減

◎ **2050年の社会を共有しよう!!**

長期低炭素ビジョンの策定

パリ協定の
早期発効・
実施に向けて

緩和
計画

地球温暖化対策計画・政府実行計画

電気事業分野の地球温暖化対策

適応
計画

気候変動の影響への適応計画

気候変動の
実態把握